

労働災害における企業の法的責任

～裁判結果からみた労務管理のポイント～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）品川労働基準協会・（一社）大田労働基準協会
（一社）新宿労働基準協会・（一社）池袋労働基準協会
王子労働基準協会・向島労働基準協会

労働災害が起きた場合に、企業や管理職に対して刑事責任、民事責任の追及がなされる場合があります。弁護士が裁判例等を基に労働災害が起きた場合に生じる法的責任について解説します。人事・労務・安全管理の担当者に参加していただきたい講習会です。

記

1 日 時 平成29年6月9日（金）13:30～16:00（開場・受付は13:00～）

2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）

3 講 師 木 村 恵 子 弁 護 士（安西法律事務所）

4 内 容 ・労働災害が起きたときの企業責任
・労働災害と刑事責任 ～刑事責任を問われるのは？
・労働災害と民事責任 ～民事責任を問われるのは？
・過重労働・長時間労働と労働災害
・その他

5 受講料（消費税・資料代含む） 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円

6 定 員 34名

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から6月2日まで2週間ない場合は6月2日(金)まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい（例0609 〇〇カイシャ等）			

③受講の取消：6月2日（金）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合先 （一社）三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷)及び新宿、池袋、王子、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

